

令和5年度 もりぐち児童クラブ「入会児童室」 利用者負担金等について

減免について

○減免とは

事由に応じた減免申請をすることで利用者負担金を減額し、又は免除することができる制度です。

○減免の種類

項	減免の事由（申請要）	減免の額	申請期限
1	保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていること。	全額	利用月の納付日 （当月の10日）まで ※利用時のみ。毎月の提出は必要 ありません。
2	保護者の当該年度の市民税が非課税になること。	全額	
3	保護者の当該年度の市民税の所得割が非課税（2の項に規定する場合を除く。）となること。	半額	
4	保護者が災害その他特別な事由により負担金の納付が困難になったこと。	市長が別に定める額	
5	同一世帯で2人以上の児童が入会児童室を利用すること。	半額 （児童のうち1人を除く）	減免事由が生じた日の属 する月の翌月の25日まで ※毎月申請が必要です。
6	当該月のうち、開設日の全部を利用しなかったこと。	全額	
7	当該月のうち、連続して16日以上を利用しなかったこと。	半額	

※2項・3項は、当該年度の課税状況が確定した後に、減免を決定します。例年7月以降となっておりますので、それまでの間は通常納付が必要です。なお、減免申請した月まで遡って減免を決定します。

○申請の方法

- ・「もりぐち児童クラブ事業利用者負担金減免申請書」に必要事項を記入し、申請期限までに市担当課（郵送可※必着）または各児童クラブ室に提出してください。
- ・申請書は、市担当課及び各児童クラブ室に設置しています。また、市HPより申請様式のダウンロードも可能です。申請書の書き方等は、市HPにて記入例を掲載しております。（裏面に二次元コードあり）
- ・各家庭で出席日数の管理をし、利用実態に応じて申請をしてください。

裏面に続く

還付について

○還付とは

利用者負担金を納付いただいた後に、減免決定された場合に還付する金額が発生します。

○還付までのスケジュール（減免の事由6項及び7項の場合）

利用月			翌月			翌々月			翌々翌月		
上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
			① 様式（ア）・（イ）提出								
						②					
								③			

①減免の事由に応じて翌月25日までに「もりぐち児童クラブ事業利用者負担金減免申請書（6項7項用）」

【様式（ア）】及び「もりぐち児童クラブ入会児童室利用者負担金充当依頼書兼還付請求書」【様式（イ）】を市担当課（郵送可）もしくは各児童クラブ室に提出

②申請内容に基づき審査した結果が「決定通知書」として送付(対象外の方への通知はございません)

③・「①」で指定した口座に還付（還付請求書の受領日の翌月末を予定）

・充当依頼された方は、充当依頼書の受領日の翌月分に充当予定

※減免の事由1項から5項の還付については、市に問い合わせください。

土曜及び延長利用の取り扱いについて

○土曜及び延長の利用について

- ・利用するには、基本開設部分（平日の5時まで）の利用を許可している方に限ります。
- ・利用申請にあたっては就労証明書により就業時間等の利用要件を満たしている場合のみ利用が認められます。（土曜：土曜日に就業していること 延長：平日の勤務時間と通勤時間を合わせて17時を超えること）
- ・年度途中で利用をする場合は「各種変更利用申請書兼届出書」と「就労証明書」を変更月の前月25日までに市担当課もしくは各児童クラブ室に提出してください。審査の上、利用の可否を決定します。
- ・緊急的に利用が必要になった場合は、当月のみ利用申請が(一時利用)が可能です。「一時利用申請書」を児童クラブに設置していますので、原則、利用日の2日前までに各児童クラブ室に提出してください。利用者負担金は、後日納付書での納付となります。

○土曜日及び延長の利用の停止について

原則、前月の25日までに「各種変更利用申請書兼届出書」の必要欄に記載して市担当課もしくは各児童クラブ室に提出してください。

【問い合わせ先】 守口市役所子育て支援政策課
TEL：06-6992-1228
守口市HPは右記二次元コード

